

厚生委員会
議録第五十二号

昭和二十九年五月二十八日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事岡 良一君

越智 茂君 助川 良平君

亘 四郎君 濱井 義高君

萩元たけ子君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席政府委員

厚生事務官 (業務局長) 高田 正巳君

厚生事務官 (保険局長) 久下 勝次君

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 楠本 正康君

委員外の出席者

参議院議員 高野 一夫君

参議院法制局参事 (第一部第一課長) 中原 武夫君

厚生事務官(業務局長) 尾崎 重毅君

厚生技官(業務局長) 大熊 治一君

厚生技官(業務局長) 川井 章知君

厚生技官(業務局長) 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

五月二十八日

委員山下春江君辭任につき、その補

欠として三木武夫君が議長の名目で

委員に選任された。

五月二十七日

覚せい剤取締法の一部を改正する法

律案(高野一夫君外十一名提出、参

議院)

第一類第八号

厚生委員会議録第五十二号

昭和二十九年五月二十八日

法第一七号(予)

同日

岩木山ろく地帯を国定公園に指定の

請願(木村文男君紹介)(第五〇九四

号)

医薬関係審議会設置法制定に關する

請願(只野直三郎君紹介)(第五〇九

九号)

医薬分業の延期反対に關する請願

(只野直三郎君紹介)(第五一〇〇号)

戦傷病者の援護強化に關する請願

(河野一郎君外五名紹介)(第五一〇

五号)

遺家族援護に關する請願(大石ヨシ

エ君紹介)(第五一〇九号)

覚せい剤取締法に關する請願(佐

々木盛雄君紹介)(第五一一〇号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務

死適用範囲拡大に關する請願(井出

一太郎君紹介)(第五一一七号)

未帰還者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長に關する請願

(井出一太郎君紹介)(第五一一八号)

国立療養所の給食費増額に關する請

願(井出一太郎君紹介)(第五一一九

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

覚せい剤取締法の一部を改正する法

律案(高野一夫君外十一名提出、参

議院)

法第一七号(予)

請願

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法

の公務死適用範囲拡大に關する

請願(原茂君紹介)(第四七五八

号)

二 未帰還者留守家族等援護法に

よる医療給付適用期間延長に關

する請願(原茂君紹介)(第四七

五九号)

三 国立療養所の給食費増額に關

する請願(原茂君紹介)(第四七

六〇号)

四 医師法、歯科医師法及び藥事

法の一部を改正する法律案に關

する請願外一件(田中好君紹

介)(第四七六一号)

五 国民健康保険における医療給

付費の二割国庫負担法制定に關

する請願(木村文男君紹介)(第

四七八一号)

六 同(足鹿覺君紹介)(第四七九

五号)

七 同外一件(木村文男君紹介)

(第四七九六号)

八 受胎調節普及に關する請願

(足鹿覺君紹介)(第四七九四号)

九 指定薬品以外の医薬品販売業

者資格制度に關する請願(村上

勇君紹介)(第四七七七号)

一〇 医薬類似療術行為の期限延

長反対に關する請願(原茂君紹

介)(第四八一七号)

一一 戦傷病者戦没者遺族等援護

法等の公務死適用範囲拡大に關

する請願(大石ヨシエ君紹介)

(第四八七七号)

一二 戦傷病者の援護強化に關す

る請願(中嶋太郎君紹介)(第四

八七八号)

一三 同(伊藤好道君紹介)(第四

八七九号)

一四 同(堤康次郎君紹介)(第四

九一一号)

一五 同(小平忠君紹介)(第四九

一四号)

一六 同(今井耕君紹介)(第四九

二五号)

一七 同(堤ツルヨ君紹介)(第四

九七四号)

一八 療養法制定に關する請願

(辻文雄君紹介)(第四八八〇号)

一九 同(山口丈太郎君紹介)(第

四八八一号)

二〇 日雇労働者健康保険法の一

部改正に關する請願(宇都宮徳

馬君紹介)(第四九二〇号)

二一 無名戦士の墓献納に關する

請願(山口六郎次君外一名紹介)

(第四九二二号)

二二 遺家族等の援護対策確立に

關する請願(大高康君紹介)(第

四九二四号)

二三 医師法、歯科医師法及び藥

事法の一部を改正する法律案に

關する請願外三件(田中伊三

次君紹介)(第四九二六号)

二四 クリーニング業における試

験制度存続に關する請願(三池

信君紹介)(第四九三九号)

二五 医薬関係審議会設置法制定

に關する請願(只野直三郎君紹

介)(第四九五二号)

二六 樺原村に簡易水道敷設の請

願(長野長廣君紹介)(第四九七

五号)

二七 国立療養所の給食費増額に

關する請願(降旗徳弥君紹介)

(第五〇〇四号)

二八 戦傷病者戦没者遺族等援護

法の公務死適用範囲拡大に關す

る請願(降旗徳弥君紹介)(第五

〇〇五号)

二九 酒毒者の心身療養のための

国営施設設置に關する請願(田

中幾三郎君紹介)(第五〇一三

号)

三〇 理容師美容師法の一部改正

に關する請願(福田篤泰君紹介)

(第五〇二二号)

三一 同(並木芳雄君紹介)(第五

〇三四号)

三二 同(津雲國利君紹介)(第五

〇三五号)

三三 医薬関係審議会設置法制定

に關する請願(只野直三郎君紹

介)(第五〇三六号)

三四 同(中村時雄君紹介)(第五

〇三九号)

三五 医薬分業の延期反対に關す

る請願(只野直三郎君紹介)(第

五〇三七号)

三六 療養法制定に關する請願

(石山權作君紹介)(第五〇五九

号)

三七 未帰還者留守家族等援護法

による医療給付適用期間延長等

に關する請願(石山權作君紹介)

(第五〇六〇号)

三八 岩木山ろく地帯を国定公園

に指定の請願(木村文男君紹介)

(第五〇九四号)

三九 医業関係審議会設置法制定に關する請願(只野直三郎君紹介)(第五〇九号)

四〇 医業分業の延期反対に關する請願(只野直三郎君紹介)(第五一〇号)

四一 戦傷病者の援護強化に關する請願(河野一郎君外五名紹介)(第五一〇五号)

四二 遺族援護に關する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五一〇九号)

四三 覚せい剤取締強化に關する請願(佐々木盛雄君紹介)(第五一一〇号)

四四 戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務死適用範圍拡大に關する請願(井出一太郎君紹介)(第五一一七号)

四五 未帰還者留守家族等援護法に關する請願(井出一太郎君紹介)(第五一一八号)

四六 国立療養所の給食費増額に關する請願(井出一太郎君紹介)(第五一九号)

○小島委員長 これより會議を開きます。

まず本日の請願日程全部を一括して議題とし、審査に入ります。これらの各請願について、紹介議員、委員並びに政府当局の御発言はありますか。

御発言もないようでありますからお諮りいたします。先刻理事會において協議いたしました通り、日程第三、第五、ないし第八、第十二ないし第十七、第二十一、第二十七、第四十一、

第四十六、以上の各請願は、去る五月十一日及び十四日に採択の上内閣に送付すべきものと決した各請願と同一要旨でありますので、これらの各請願と同一の決定をいたすこととし、日程第二十六、檜原村に簡易水道敷設の請願及び日程第三十八、岩木山ろく地帯を国定公園に指定の請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なお本日採択と決しました各請願に關する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に日程を追加して、昨日当委員会に付託になりました覚せい剤取締法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。まず提案者より趣旨の説明を聴取したいと思います。提案者、参議院議員高野一太君。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

覚せい剤取締法の一部を改正する法律

覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
(用語の意義)
第二条 この法律で「覚せい剤」と

は、左に掲げる物をいう。

一 フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類

二 前号に掲げる物と同種の覚せい作用を有する物であつて政令で指定するもの

三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

2 この法律で「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造し、目づ、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができ、そのものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

3 この法律で「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

4 この法律で「覚せい剤研究者」とは、學術研究のため、覚せい剤を使用することができ、また、厚生大臣の許可を受けた場合に限り、覚せい剤を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第十四条第一項中「診療に従事する医師から」を「診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から」に改め、同条第二項第二号中「又は覚せい剤研究者に覚せい剤を譲り渡す場合」を「若しくは覚せい剤研究者に覚せい剤を譲り渡し、又は覚せい剤の保管換をする場合」に改める。

第十五条第一項中「その業務の目的のために製造する場合」の下に「及び覚せい剤研究者が厚生大臣の許可

を受けて研究のために製造する場合」を加える。

第十七条第三項中「診療に従事する医師」の下に「又は覚せい剤研究者」を加える。

第十八条第一項中「診療に従事する医師」の下に「又は覚せい剤研究者」を加える。

第十九条第二号及び第四号中「診療に従事する医師」の下に「又は覚せい剤研究者」を加える。

第二十条第五項中「覚せい剤研究者は、この下に「厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けた場合の外は」を加え「施用し」を施用し、又は施用のため交付し」に改め、同条に次の一項を加える。

6 覚せい剤研究者が覚せい剤を施用のため交付する場合には、第四項の規定を準用する。

第二十二條を次のように改める。
(保管及び保管換)

第二十二條 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤をその製造所、病院若しくは診療所又は研究所内に置いて保管しなければならぬ。但し、覚せい剤製造業者は、覚せい剤を保管すべき営業所(以下「覚せい剤保管営業所」という)を定めて、その旨を当該営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出た場合には、その所有する覚せい剤を覚せい剤保管営業所において保管し、及びその製造所と覚せい剤保管営業所との間又は覚せい剤保管営業所相互の間において保管換することができる。

2 前項但書の覚せい剤保管営業所は、覚せい剤製造業者の営業所であつて、且つ、薬事法に規定する薬劑師が置かれてゐる営業所でないければならぬ。

3 第一項の保管は、かぎをかけた堅固な場所において行わなければならない。

(廃棄)

第二十二條の二 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者は、その所有する覚せい剤を廃棄しようとするときは、その製造所(覚せい剤保管営業所)において保管するものについてはその保管営業所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の下に行わなければならない。

第二十三條中「その所在地」を「その製造所(覚せい剤保管営業所)において保管するものについてはその保管営業所」の所在地に改める。

第二十四條第一項及び第二項中「その製造所」の下に「(覚せい剤保管営業所)において保管するものについてはその保管営業所」を加える。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(遺失覚せい剤の帰属)

第二十六條の二 地方公共団体に屬する警察の警察署長が遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の規定により保管する物件が覚せい剤である場合においては、当該覚せい剤の所有権は、同法第十五條(受取人のない物の帰属)の規定にか

護受証)に規定する護讓証又は譲受証の用紙を必要とする者は都道府県に、第二十一條第二項(製造した覺せい剤の証紙による封入)に規定する証紙を必要とする者は國庫に、それぞれ代価として、実費の範圍内において厚生省令で定める額を支拂わなければならない。第四十一條を次のように改める。

3 第二項の未遂罪は、これを罰する。

（厚生省関係法令の整理に関する法律の一部改正）

問題として取扱われていることは、
 ことであらためて説明を申上げるまで

に依じた覚醒剤の移動をみとめたこと
であります。

第五は、覚醒剤の廃棄について厳重な規定を設けたことであります。

以上が本法案の提案理由並びにその内容の骨子であります。つけ加えて申し上げておきたいことは、この改正案にはございませんけれども、審議の過程において、覚醒剤そのものの正規の製造または施用を禁止する問題、また麻薬取締官に一般司法警察権を与えて、取締り方法の強化をはかりたいという問題、あるいは出入国管理令の改正の問題、また患者の強制収容の問題、また国外譲渡の是非の問題等々につきましても吟味いたしましたのでございますが、これらは次の研究課題として留保いたしました次第でございます。

以上が本提案の理由でございますが、何とぞ慎重に御審議のほどをお願い申し上げます。

○小島委員長 次に本案の質疑に入ります。岡良一君。

○岡委員 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案は、今非常に斯界の大きな注目を浴びており、今日覚醒剤の慢性中毒者によって引起されておられるいろいろな反社会的な事象について、これを防遏することは、当然立法府としての任務であろうとも考えておりますが、参議院では、いち早くこの問題について大きな関心を示され、ここにようやくこの取締法の一部を改正する法案の御提出を見ましたことは、われわれ衆議院としても、その御努力には衷心から敬意を表したいと思っておりますが、何しろ御提案の趣旨について今承つただけであります。この改正の内容等について、まだ詳しいに検討する余裕がございませんので、かねて私どもが考えておる素朴な考え方を中心として、特に提案者の高野さんは薬物関係ではその専門家でもあられますので、この際その立場から多少また御教示を得たいと思つておられます。

私どもは、この覚醒剤の中毒患者に基くところの各種の社会的な害悪については、まず第一にこれを禁止する必要があるのではないかと、第二点としては、覚醒剤中毒患者、特にこれが社会的にその秩序を乱すおそれある者等については、これは医療等の保護を加えるところの収容施設を持ち、できるだけ多く分散的にこれを収容せしめることが一つ、いま一つは、覚醒剤の害悪等について、これを広く一般に周知徹底せしめることによつて、覚醒剤中毒への災いから、国民あるいは若き世代がみずから進んでこの危険に立ち入らないような啓蒙をいたす。大体この三点が、覚醒剤慢性中毒に基くところの現在の社会的な害悪を絶滅するためのさしあたつての方便であらうと考えておるわけであります。

そこで、ただいま御提案の理由の一端にありましたが、小委員会等におかれましては、覚醒剤禁止等について御考慮ありたるやに承つたのであります。その点、なぜ禁止をなされなかつたのかという点について、その間の事情また審議の過程を、この際お聞かせ願えれば非常にけっこうだと思つております。

○高野参議院議員 実は、この覚醒剤の改正案をわれわれが練りまするまず一番最初のスタートにおきまして、ただいま岡委員からお話のございました覚醒剤そのものの正規の面における製造または施用を禁止すべきかどうかという点が、根本の問題であると考えま

して、そこでこれを禁止することになりました。その取締りの方針ががらつとまたかわつて参るわけでございます。その点について種々論議いたしたのでございますが、これを禁止するといふことは、さらになお医学者、薬学者、臨床家、そのほかにお医者、薬学、医療上などの程度必要であるかどうかという点、またかりに禁止するならば、どういふ方法をもつて禁止ができるであらうかという点、それからもう一つは、禁止しました結果、この密造、密売、不法使用、所持というやうな犯罪がはたして根絶できるであらうかどうか、こういうような点について一応吟味いたしましたわけでございます。それで覚醒剤そのものが医療用にどの程度大事なものであるかといふことは、もう岡先生の方が十分御承知でございますので、私はここで申し上げませんが、とにかく現在において、医療用に必要なものとして、医療用に使用することが許可されているわけでございます。そこでここで禁止するといふ場合を考えました場合に、しかばどういふ方法で禁止ができるであらうかという点について、一応私の意見を申し上げてみたいと思つております。

御承知の通り、現在の覚醒剤取締法の対象になるものは、現行法にあげてあります通りに、フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン、この二つでございます。この二つは化学的に申し上げれば、誘導体でございますから、この二つ以外のものに、アミノ基のついたもの、誘導体はいくらでも今後合成できる、かように考えるのでございます。そこ

でこの二つのものをかりに覚醒剤として禁止いたしましても、この誘導体あるいはアミノ基を使つて覚醒作用を有するやうな化学合成品はいくらでも今後研究ができるのではないかと。さらにまた御承知の通り、現在はこの二つの誘導体がアメリカに現われておる。それが日本にも多少輸入されておる。目下政府の方でこれが覚醒剤として取締りの対象にすべきかどうかという点について調査をされておるやうに聞いておりますが、化学式から申し上げれば全然違つたもので、やはり覚醒剤の作用を持つておるものがたくさん出て参る。それを一つ一つたとへば阿片の場合には、けしを栽培して阿片をつくるわけですから、けしの栽培を禁止してしまえば、ただちに阿片の採取は禁止できるわけでございますが、この合成化学の問題は、一つのものをつくるにも、いろいろな方法がございまして、またできたあと、そういう誘導体がつくられて来る。そういうやうな場合に、こういう化学合成品をどういふふうにして禁止することができようかどうか、どういふことを考えますと、どうもなかなか容易に結論に到達し得なかつたわけでございます。そこで今度は、化学構造式におきまして、しからば現在のヒロポンその他のやうな覚醒作用を有するものは一切禁止する、こういうやうな作用の面から禁止する方法を考えたらどうか、こういうことも考えてみたのでございます。これは御承知の通り、一つの薬品にはたつた一つの作用だけでなく、いろいろな作用をあわせ有するのであります。大部分の薬品

はそうでございますが、そういうしなれば、一面非常に大なる用をなす作用を持つておつて、また一面覚醒作用を持つておる薬品が現われた場合、これもまた禁止しなければ、やはりほんとうの意味をなさないのでないか。そういういたしますと、作用の面においてこれを禁ずるといふことも、臨床に非常なめんどやうな問題ではなからうかと考えまして、正直のところ、禁止することがいいか悪いかというところまでの結論には達しませんので、この問題についてはさらに十分回を重ねて結論すべきであり、またいろいろ学者の意見も聞いた上で、慎重に検討をして、次の機会にさらに研究をしてみようやないかと、こういうわけで、一応現行法をもとにして行こうという結論に達したやうな次第でございます。

○岡委員 しばしば医療上必要であるといふことが言われるので、ヒロポンの中毒患者を臨床的に扱つておる者から見て、自分の経験から見て、事実とは相違しておるわけでありませう。どういふ点で、臨床的にこれが必要なのかという点で、私も、多少専門家に聞いてみました。臨床的に必要であるといふ論拠は一つもありません。現在主として臨床的に使われておる場合は、精神科の領域と、肺臓外科の領域においてこれが使われておるわけでありませう。精神科の領域で、たとえばヒロポンの中毒患者が、四十本中毒しておる者が参りまして、即時全面的に禁止しましても、生命の危険を及ぼすやうな心配はありません。一例もそういう報告はありませんし、われわれは臨床的にも見ておる。またそのほかに、たとえばナルコプレシーに対して、昏

睡眠状態をさますために、対症的な効果はありますが、ナルコレプシーそのものをなおすことはできない。かえつてナルコレプシー患者に対してヒロポンを運用するということは、ナルコレプシー、ブラス、ヒロポン中毒患者にするという悪い結果しか予想できないというので、良心ある臨床家はその使用を禁止しておる。みづからセージしておるといふ実情である。抑鬱症の場合に使う。抑鬱症の場合は、最近松沢病院の報告によれば、かえつて不安状態を増加せしめる傾向が強いので、これまた使わない。あるいは肺臓外科においては、血圧上昇を精神的にいざなうためにヒロポンが有効であるが、それにかわるものがいくらでもある。ただ経済的観点からピツグランドールが高いから、この方がよいというだけのものもある。必ずしもこれが絶対的に必要だとは言えない、代用品がいくらでもある。そういうことになつておるので、医学上これが必要であるということとは、私は私では考えられない。特にこれは私どもが申し上げるまでもなく、ヒットラーの軍部が発明した薬だということとを私は聞いてゐる。これを飲まして不眠不休の強行軍をさせる、そういうために飲ましたというところが文獻に報告されておる。そして戦争中に日本に流れ込んで、徴用工、また前線の兵隊にこれを使わした。私どもも、軍医として従軍しておつて、やはりその配給に努めたことがある。それが結局、戦後希望のない世相から、若い世代が利便的な享樂に使つて行くといふようなことが、今日のヒロポン禍を起しておるといふわけでありま

す。こういうような関係からみて、ま

ず第一に臨床上、われ／＼は少くともその当事者として何ら必要は感じられない。同時にまたそうした薬のできたこれまでの経過を見ても、このものが社会的に大きな害悪があるだけで、何のプラスもないといふような立場になつておるわけでありま。そういうやうなものであるならば、私どもはやはりこの薬を切つて禁止すべきでないか、今禁止の困難性について高野氏からの御説明がありました。これについては、覚醒剤あるいはまたヒロポン同様な慢性中毒症状を引き起し得る可能性のものがあるかどうか、あるものについては、ただちにこれは禁止項目に加えて行くといふことではない。化学方程式の違つた他の化学方程式のものができた場合、その適用範囲を広めて行けばいいのであります。高野さん御存じの通り、今東京都下では、青少年愛護週間とか、月間とか申しまして、ヒロポン禍から青少年を救え、こういう立看板が出ておる。しかしあんなことではなか／＼救えない。啓蒙宣伝、啓蒙活動といふものは、やはり立法の府なり、政府なりが、日本の国からヒロポンを追ひ出そう、覚醒剤を追ひ出そうという強い踏み切り、強い意思表示をする。この精神的効果といふものをわれ／＼は考えなければならぬ。そこまで踏み切つて行かなければ、ヒロポン禍といふものを、日本の若い世代から排除することができないじやないか、そういう道義的なモラルとしての影響といふものをわれ／＼が考えた場合、立法の府としてのさまたなスコラ哲学的な部分的に必要であるかどうかとか、取締り上、あるいは適用の範囲において複雑である。こういうさまた

な、いわば技術的な枝葉末節を越えた道義的な問題として、覚醒剤は禁止するといふ、こういうのはつきりした意思表示を政府がし、国会がする。このことがやはり若い国民の層に与える心理的な啓蒙的価値といふものは非常にあるのじやないか。そういう点について、私どもは今の御説明では納得いたしかねる。重ねて御所見があれば伺いたい。

○高野参議院議員 御意見もつともであります。一面われ／＼はこういうことも考えるわけでござります。医療用にしかればどの程度の効果があるか、価値があるかという問題につきまては、私はあまりその点についての専門家でございませんで、厚生省の方から御説明願ふことといたしますが、一応厚生省の薬事審議会が関係者が合議の上、これを許可に持つて行かれたといふことは、やはり医療用としての価値を認められた結果であるうかとも私は信ずるわけでござります。そこで実情を厚生省に聞いてみますと、現在でも一箇年にわずから三百数十グラムしか正規のものはつくられていないといふこととでござります。量の面においては至つて微々たるもので、ほとんど問題にならないような使われ方でありま。これは量として使われ方が少いのか、あるいは使われる範囲、部面が少いのかは別にいたしまして、ほとんど問題にならない数量でござります。そこで一面、先ほどは申し落しました、正規のものを禁じた場合に、つまり密造部その他における犯罪者の、こういうものををつくることを根絶させるにどの程度役立つか。モラルの点において、あるいは政治的問題とし

て効果があるかどうかということについては、これは見解の相違であるうと思ひます。たとえば、これもおそらく厚生省から御説明があつたかもしれませうが、一応禁じてみたところが、やはり麻薬の犯罪の一番多いのは、密造、密輸入、使用、すべてヘロインであります。そこで覚醒剤そのものを禁止いたしまして、この犯罪者全部が、社会が違つて密造部あるいは密輸入者、使用者、いずれもまったく社会と隔絶した別個のグループであるといふことを考えますれば、覚醒剤の味をしめた彼らは、ここで覚醒剤そのものを禁止いたしまして、少くとも今まで彼らが知つてゐるところの密造並びに不法使用については、この正規のもの根絶いかんにかかわらず、やるのではなからうか、こういうことも考へてゐるわけでござります。そこで正規の使用機関である病院、診療所における使用、または正規の製造といふような面におけるそれらが元になつてゐる違反行為といふものは、ほとんどないうでござります。すべて別個に原料を仕入れて、別個に製造して、別個に使う、こういう社会にありましては、正規の元が根絶しても、やはりやるのではなからうか。たとえば、これはたとえが当らないかもしれませんが、勝手なこと申し上げるようですけれども、どうぼや強盗といふものは、存在を許すべからざるものとして許してないのだけれども、やはりそういうものが出て参る。そのほか物といひましては、も。存在は全然許さなくとも、やはりいろ／＼な密造なり何なりされ、ピストル、武器にいたしましても、そういうものを使用者犯罪者が出て来る。そ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

に参議院としてはお考えになつておりますか。

○高野参議院議員 今のお話は原料の問題でございますが、それは私も檢察庁方面の話を聞きまして、そして從來どういふような取締りをしたかというところも一応調べてみたのでございませう。御承知の通りに、ほとんど七〇％が第三国人、特に朝鮮関係であるというところなんです。そこで先ほど申し上げた出入国管理令の問題も一応引合ひに出したわけでございしますが、この原料がどういふ方面から入手されているかという点につきましては、まだ確たる私どもは証跡をつかんではおらないのでございしますけれども、おそらく外部から持ち込むというふうなことが相当多いのではなからうかと考えるのでございします。ここで具体的材料をあげまして、こうであつた、ああであつたというふうなことを申し上げるだけの材料は持つておりませんが、一応想定をいたしましては、さうように考えております。

○岡委員 私読んでおらないのです。が、この強化された罰則の中には、たとえば第三国人については、この処罰を受けたものは、強制送還ができるという規定が入つておるのでございませうか。

○高野参議院議員 それはおそろしく訂正前のものと思ひます。途中で一応いろいろな案をたくさんくり直しましたので、その過程のものがお手元へまわつておるのではないかと考えます。実は私も出入国管理令というのがあるのを知りまして、それを調べてみましたところが麻薬取締法の違反者はことごとく強制退去を命ずることが

できるといふことが、出入国管理令の中にあつたわけでございします。おそろしくその点に対する御質問がやなからうかと思ひますが、そこで、今度は覚醒剤取締法の違反者は、ことごとく強制退去を命ずることができるといふうちに、この管理令を改正したならばどうだろつというふうなことで、最初から最後までその案を持ち越したわけなんです。そこで法務省関係のいろいろの意見を聞きまして、ところが、麻薬に關しましては、御承知の通りに各國相関的に取締つてゐる問題でございします。そこでさういふ出入国管理令の中に、強制退去を命ずる一つの項目としてあげてもいいけれども、覚醒剤に關する限りは、該覚醒剤取締法によつてゐるのは日本だけであつて、外国は全然やつておらない。まづた普通通の医薬品と同様に取扱つてゐるに過ぎないから、日本だけがやつてゐる取締りの対象物に關する違反者を、出入国管理令の中に、麻薬違反者と同様に扱ふといふことも、國際慣行上おもしろくない。さういふような法務省関係の意見があつたのでございします。同時に、一方において、今度罰則を強化することによりまして、一年以上の体刑を食ふものがたくさん出て来るはずなんです。従来は一年以上の体刑を食ひますが、多くは執行猶予となつております。たいてい罰金とかきかめて軽い刑罰しか与えておらない。私はここにも一つ取締りの欠陥があるのではないかと思ひのであります。今度は高度に引上げたために一年以上の体刑を科せられる。さうなれば出入国管理令の中の一年以上の禁錮または懲役に処せられた者は強制退去を命ずることができるといふ

条文に該当することになるであらうから、その方でも十分取締ることができると思ふ。だからこの罰則強化によつて一応やつてみたいから、この問題についてはしばらく様子を見てもらえないだろうかといふような法務省からの強い意見がございしました。われ／＼もその意見を一応は納得いたしました。出入国管理令の点は一応お預けにいたしまして、次回の検討に譲つたわけでございします。

○岡委員 さうではないのです。私が実はお尋ねいたしましたのは、アンブレヤ以前には検査できるが、アンブレヤ以前については、七〇％まで朝鮮人部落においてこれが行われておるの、そこでここにメスを入れなければならぬ、ほんとうに処罰の強化がでないんじやないか、処罰の強化という意圖するところの取締りができないんじやないか。そこでどうしたつてそこへメスを入れて行かなければならぬ。そこに出て来た第三国人については、やはりこの規定に触れた者については、麻薬と同様に強制送還をするという規定をはつきり打出すべきではないか。それが見当つておらない、出ておらないので、いかなることなのかといふことを実はお尋ねしたわけでありませう。今あなた、何といふか、法務省の見解といふものを聞いて、私もふしぎに思ふのは、大体出入国管理令の適用が非常に甘いといふことが最近問題になつてゐるわけですね。しかし何しろ一番の大本は、七〇％が第三国人である朝鮮人部落である。ここにメスを入れてみるとどうなるかといふことで、最後のとどめをさしておらないといふことにな

れば、これはまた依然として繰返される可能性が非常に多い。そこが抜けておるんじやないかといふ点があるのです。法務省がさういふふうに、たとへば國際慣行上、覚醒剤といふものは日本独自のものである、麻薬と違つて、國際的な制限の対象となつておる覚醒剤ではないからして、特に日本だけが覚醒剤の取締り規定をもつて第三国人の出入国にまで強制的な措置を講ずるといふことは、國際慣行上おもしろくないといふ意見に妥協されたとするならば、これは提出者である参議院は、覚醒剤といふものが青少年をいかに毒しておるかといふことの御認識がないのではないか、この点非常に足りないと思ひます。さういふのは、そのもとをたださなければならぬし、現在覚醒剤による慢性中毒患者は、世界の学会に報告されておらないのです。ことに覚醒剤の慢性中毒患者は、日本はどのところはない。むしろ日本だけがさういふ例外の不幸な目に若し世代があつてゐるわけなんです。さういふ点から、國際慣行上これがないとありますから、國際慣行上これがどうであるからといふことは問題ではない。問題は、日本は日本の独自の立場で、今日当面しておるヒロポン中毒という災難から、日本がみずから脱却しようとするときに、麻薬と同等でないから、國際的に制限等の措置が講じてないから、覚醒剤はやはり除外すべきが適當であらうといふような腰の弱い態度では、われ／＼はヒロポン退治はできないんじやないかと思ふ。さういふ点で、あなたの方の態度は少しなまぬるんじやないかと思ふのですが、この点についてどうでしょう。

○高野参議院議員 御説もつともなうであります。どうも私も私どもは、まづ出入国管理令の方で手をつけようとしたもので、覚せい剤取締法とは別個の問題でございしますけれども、この点につきましては、やはりおつしやる通りに、麻薬と同様に条文を入れて処罰をする、違反者はことごとく強制退去を命ずることができるといふようにいたしたかつたわけであります。さういふことで強制退去を命ずることができようなことを、この覚せい剤取締法の条文の中に入れるかどうかといふことについては、われ／＼自身多分に疑問を持つたのであります。そこで出入国管理令の改正といつたようなものが必要である。さういふことになれば、先ほど申し上げたように、法務省の見みだしなのも多分に出て来て、それをもしんじやくせざるを得ないやうな、まことになまぬるいかも知れませんが、さういふ事情になつて参つたのでございします。ただ問題は、ここで罰則が非常に強化されますので、かりにここで五年としてあるが、常習五年といふことになりますれば、ここで二年か三年体刑を食ふ者が出て来る。ことに従来の裁判の結果を見まして、檢察当局は相當の重罰を科したいといふことでやりまして、どうも判決がきわめて軽いといふことから、容易に犯罪者が跡を絶たないんじやないかといふ点もあるわけでございします。この点は、今度の法律の改正の趣旨を檢察、司法当局で十分よく吟味してもらつて、十分に捜査、検挙をやつてもらふ、そして十分の罰則の適用をやつてもらふといふことにしてもらう。さうなれば、出入国管理令の中の一年以上の懲役または禁錮に処せられた者は強

制退去を命ずることができるといふ點に十分入り得るのではないか。だから一応それでやってみて、その結果を見てみたい、こういうようなことであります。ですから、その点は決して輕視しておつたわけではないのであります。出入国管理令の罰則の中に該當するやうに持つて行けはしないか、こういうやうなことの期待をいたしたわけでありませう。

○岡委員 法律案のいろ／＼、衡に當られた参議院の法制局からもお見えでございませう、この点ひとつ法律的な、立法技術の面としてできないものな、かどうかという点でお伺いいたしたい。いま一つは、やはりそこまて立ち入つてひとつやつていただかなければ、この法律がほんとうに処罰規定の強化を意図するものが空転するのじやないかと思ふ。これはこの間もこの委員会で、法務省関係の刑事部長のお話なんです、ヒロポン慢性中毒者にして犯罪を犯して検査された者が昭和二十六年には一万一千余である。昭和二十七年には二万三千余である。昭和二十八年には四万三千余である。そのうち起訴された者が大体三分の一である。また覚せい剤取締法の違反者が六千五百である。そのうち有罪の判決を受けた者が千二百であるが、そのうち八百が執行猶予である。まことに罰則規定はこれを見てもきわめて低調であつたことがよくわかるわけである。そこで御努力によつて強化され、かつまた法廷も覚醒剤に対する認識を改めてくれるというこによつて、こういう手ぬるい処置は大いに直してくれと思ふのです。しかし昭和二十六年にヒロポンの中毒患者にして犯罪を犯して

検査された者が一万一千余である。昭和二十八年には四万三千余であるといふやうに、三年で三倍以上にふえておる。こういうふえておるものに対して、たゞ／＼日本の検察力が、密造だと思はれる部落を急襲いたしまして、そこにあげられて来るものは、二千数百本のアンブルにすぎない。アンブルの中に入つてゐる薬を溶かす原料の薬を合成してゐるところまでは、徹底的に手が入つておらない。一、二入つたところがあるというお話ですが、これはやはり日本の法律で断固として追究して、そこに非違があつた場合には、何人であらうと、外国人であるならば当然強制送還の措置を講ずるといふところまで強く行かなければ、結局一万一千から四万三千にふえて来るというこの事實は、事實の問題として検査され、起訴され、執行猶予され、起訴の数もふえて来るのか、あるいはまた執行猶予が減るとか、いふものだけであるが、事實上で一万一千が四万三千にふえておるといふこの大きな趨勢の根本のきめ手が、やはりアンブラーでなく、その以前の、朝鮮人が七〇％を占めてゐるこの原薬といふか、溶かす原料を合成しておるところにメスを入れる、これがなにとどうも物足らないという感じがするわけだ。その点どうなんですか。これは参議院の法制局の方でもけつこうですが、お答えを願ひたいと思ひます。

○中原参議院法制局参事 ただいまの強制退去の問題で、高野先生がおつしやいましたのは、参議院として断念したといふやうにはおつしやつたのではなくて、もう少し見送つて、時期を待つといふ含みをもつておつしやつたわけでありませう。と申しますのは、覚せい剤取締法の中に違反外国人は強制退去を命ずるといふ規定を入れること、これは可能であります。ただ体系から申しまして、外国人に強制退去を命ずることは出入国管理令の中に規定されておられます。それで出入国管理令の中に覚せい剤取締法に違反した者は強制退去を命ずるといふ規定を入れることの方が妥當であります。ところが出入国管理令の中に規定されております事項は、いずれも国際慣行上どの国もそういうやうにしようという了解のある事項が掲げられておられます。このことは、日本の方から強制退去を命じまして、相手国が受入れませんと、これはどうにもしかたがないことであります。現在韓国人は、一年以上の刑に処せられた者は強制退去を命ずることができるといふ出入国管理令の規定に基いて強制送還をいたしまして、ほとんど引取らないのです。そのため大牟田の収容所にたくさんためてあるわけだ。そのことは、現在韓国は、国際慣行上相互に了解した事由による強制退去の命令を受けた者も引取らない。国際慣行からいつて日本だけの理由で、外国は承認しておらないやうな事由で強制退去を命ずるといふ規定を置いて、現在のような韓国の態度からいへば、まず／＼引取らないだらう。それでは実効が上りませんので、少くともそういう事前の了解を得られるだけの時間的余裕をいただきたい。それまでは、たゞいま高野先生がおつしやいましたやうに、罰則の強化によりまして、今後一年以上の刑を受ける者が多くなるであらうから、それ

に該當するものとして措置をして行くことにして行つたらどうでしようか、そういう意見がありまして、その意見を了承されて、参議院ではそれでは一応見送つて行こうということになつたのでございませう。

○松永(佛)委員 私ちよつと遅れて参りましたので、先に岡良一氏から御質問があつたやうであります、この覚せい剤取締法は、私は現在百万から百五十万になん／＼とすると推定されておるヒロポン中毒患者、こういうつた大きな社会悪を構成しておる者を除去するのには、罰則の強化というのをもちつて臨むのも一歩前進には違ひはないと思ひます。がしかし、従来の状況を見ても、出先の警察官が密造業者をつかまえる、それから判決からさらに体刑に至る日数、及びその間保釈金を積んで保釈をされて、また製造しておるというやうな実情、なお、ちゃんと犠牲者をこしらえておいて、陰には大ボスがかねをあやつつて、今度ひつかつた場合はだれが当面の責任者になつて引かれて行く、そしてそれが半期一年の間、食らい込んでゐる間は、りっぱに家族の生計を維持してやつておる。大ボスの支配下に隠れてそれが行われておるといふことになりまして、その子分、手先をつかまえるだけであつて、本拠をつくに至らない、こういうたやうな実情から、罰則のみをもつてこの社会悪を除去するといふことは、一応うちではええとおおきまつと、食物にとまつておるはええだけはおつばらえるやうだけれども、また一分、二分もたらずして、より多くの同類を伴つてやつて来るという現象が起らないとも限らない。これはどうして

も、私は製造も施用も一切を禁止してしまふといふことが一番のいい道にやなからうか、もちろんそれには正当なる医学上、あるいは治療上、いろ／＼な面ににおきまして必要もあると思ひますし、また先般来から高田医務局長のお話を承りますと、現在日本において正規ルートにおいて製造されておる覚醒剤は年産三百九十グラムにすぎない。その程度のものが正規のルートで流れておるのだから、これは医療上必要欠くべからざる実数である。これを禁止することはさしたる効果があるやうに思はないといふお話もありました、これは考え方によりましては、そういうものがたといふ少くも、十グラムでもつくられておるといふことは、精神的な影響力があります。私どもは大衆的な人々との問題でつき合つと、政府は反面製造を許しておいて、そしてこの製造だけは取締りをしようといふのは無理じやないか、こういう説が生れて来る。正規のルートで、製造しておるのは、ごく僅少の部分しか流れていないのだ、大部分は密造だ、こゝを言ひまして、だつてトラップを張つておいて、そしてとばくを禁止してゐると同じだ、こゝういふやうに、ただ一般的な扱い方をされてしまふ。そこで覚醒剤及びその類似品は、これを製造すると、あるいは使用すると密造すると、あるいは携行すると販売すると、何たるかを問はず、それ自体が爆薬同然の危険物である。これは最も危険なものであるといふことになつて、ただちにこれを検査するといふところまで進んで行くならば、あるいはこの社会悪に対して一大斧を加えることができるかもしれぬ。そ

れに対する功罪というものはかりに相半ばしても、百五十万の社会悪を除くためにはやむを得ないのであるが、岡、柳田両先生の専門的な御意見をこの間からたいてみますると、医療上なくとも行けるのだというようなお話も聞くのでありますが、これはやはり全面的禁止ということによるよりほかには一、二の道はない、それが大きな社会的、精神的な効果をねらうという面にもなる、こういうふうな考へるのです、その点は提案者であられる高野さんの方ではどういふふうにお考えですか。

○高野参議院議員 ただいまの御質問の問題につきましては、先ほど岡委員からお話がございまして、私の一応の意見も申し上げた次第でございまして、正損の医療用に使われるものを禁止するということになりますれば、このことは医療関係諸学者の意見を十分徴しまして、そしてこれはまづたく必要がない、あるいは必要は多少あるけれども、この際とめてしまつてもどうも医療上さしつかえない、こういうふうな結論でも出て、最後に厚生省の正規の機関であります薬事審議会——これは医学者、薬学者、そのほか関係の学者でできておりますが、こういうふうな機関において、そういうふうなことの判定でも下すということになりますれば、これはもう禁止してもさしつかえないかろうと私も思います。けれども現在医療用に使われるものを、きわめてわずかで済ませるけれども、使われておるといふ現実の問題をとらえまして考えた場合に、かりに禁止するということにつきましては、先ほど申し上げたのでありますが、今度はいかに

なる方法をもつてこれを禁止することができるかどうかという問題でございまして、これを化学的の場合と医療作用の面からと、両方いろいろ検討いたしました結果、端的にただちに禁止するという案がなかなか浮ばないのであります。もう一つは、正規の使用の面と、密造、不法使用の面とはまったく社会が違つたものであるから、正規の面を禁止しても密造、不法使用は絶えないういであるということが一つ。

そこでもう一つは、先ほど岡さんからお話がございまして、道徳的、政治的な問題として、何か現物がすでに禁じられてゐるのだということが強い精神的な影響を与えやしないかということがあつたらぬ、参議院におけるわれ／＼が議論いたしました結果からいいますと、その化学的の面からと作用の面からと考へ合せて、これを禁止する一つのいい方法がまだ考へ及ばない。今後いろいろ学者の意見を聴取して、やはり禁止した方がよい、必要がないというところになれば、またその面から厚生省においても研究してもらいたい。また衆議院、参議院においても十分ひとつ御検討を願つてみたい、こう考へたわけでありまして、そういうふうなことで、とりあえずこの問題は一応保留の形でありまして、会期切迫して提案いたしましたので、まことに申訳のないのでありますが、せめて罰則の強化だけでもして、犯罪の検挙、捜査に資したい。非常に急ぎまして、こういうふうなところに一応おちついた次第であります。

○松永(佛)委員 ただいまの高野さんのお話のように、罰則の強化だけでも確かに一歩、二歩の前進でありますから、これはやるとしても異存はないわけでありまして、同じことならば百尺竿頭一歩を進めて、より根本的、本質的な方法をとりたい、それが国会においてはどういふのかという声がほろ／＼とあつて、全国的な青年指導員等から起つておる今日の情勢下において、罰則を数倍に強化したのだといふことだけで当面を糊塗しておるのかといふことを見られるといふことは、われ／＼も多少の不満足な点があつて、あえてこのういふことを繰返しお尋ねしておるわけでありまして。

○松永(佛)委員 ちょうど大東亜戦争前に私が麻薬関係につきまして、中国を渡りかからずと広東まで歩き、調査をしたことがございまして、そういう際に中国の富強がモト患者を三人、五人飼ひ殺したに、遊ばして養つておる。どうしたのだと言いますと、その患者は登録された患者であつて、一日二十本とか三十本の施用患者としての配給を受けておる。それを三人雇つておると、それで九十本ある。実際は本人には十本ずつ使わせて、残つた六十本は富強等が享樂用あるいはその他いろいろの面に使つておるといふことさえあつたのですが、日本ではそういうことは現在行へるようにはなつていないわけですね。

○高田政府委員 これを使用いたしました場合には、麻薬と同じような取扱ひになると思ひますが、どういふふうなところになつておるのでしょうか。今までも正損の製造業者、施用機関等の違反につきましては、行政取締りといったおまじであります。違反は一件も出ておりません。それからこれらが不正規な、不法なことをいたしました場合には犯罪取締りの対象になるが、警察の方からも一件もあつておりません。それからもう一つ、実情は一件もあつておりませんけれども、そういうことをやつておるらしいかどうかといふ想像の問題でございまして、メーカーと施用機関とあるが、そのメーカーは御承知のように日本で一流のメーカーの二社がこれをつくつておるわけでありまして、これらが横流しをいたしたりするものかどうか、これはいろいろ

ほかの物の商売もやつておりますので、かようなことでつまずいてはいけません。施用機関の方は今のようないふことでもございまして、これもそういう病院等においてもさうなことが行われるといふことも、ちよつとこれは想像の外にあるのであります。従ひまして私は一件も違反が、行政取締りの面からも司法取締りの面からも出て来ないといふ実績と、さういふ判断からいたしまして、まづなきもの、かように確信をいたしております。

○松永(佛)委員 そこで、大阪にあつたことなんです、朝鮮人が密集して住居をしております周囲の——もちろんこれは正規の免許医師でなくして、もういふ医師であると思ひますが、病人が腹痛を訴へておると、モヒの注射をして一ぺんになおす。支那では麻薬といふものは神の薬である、腹痛だろ／＼が何だろ／＼が、どんな重病でも一ぺんにこれをやるとおるといふ神秘的なひとつの信仰を持つておるようですが、これは医学的無知な者から見ればさういふことになりまして、故意にヒロポン中毒患者を医師がこしらへて、さうしてこれを蔓延させておるといふ傾向があります。もちろんもういふ医師です。正規の免許があれば取上げられるのですが、こういう大阪の者が朝鮮人集居部で二、三発見された例もございまして、さういふ面から考へると、一体その医師が——正規のルートからは絶対入らないのですから、全部密輸であります。しかし大衆は、医師が打つてくれるといふことに信頼を置いておる。そこでわざわざ

あつても、三百九十グラムの正規ルートの製造も禁止をして、日本からは覚醒剤というものが影を消したはずだ、どんな天下の名医がおつても覚醒剤を持つていないこと、それ自身が違反だというところが大衆に徹底すれば、これはよほど社会悪の除去に大きな効果が見られるのじやないかということも考えられます。もちろん資本金十数億もの大会社が、こんなものを密造して利益を上げるといふ、そういうだらしないことは現在の日本にはあるべきことではなく、また常識で考えたつてそんなことはないことはつきりいたしておきますし、また正規の開業医が免状をかけたそういう危険行為をあえてするとも思われないのですが、ややとするとめぐり医者等によつてそういうことが行われておるといふことから、やはりこれは全面禁止というところへどうしても持つて行かなければならぬ。私どもは衆議院において皆さんとも御相談をして、それが医学診療上実際の害がない、影響が少い、あるいはこれにかわるべきものがないことはない——速効性ではない遅効性ではあるけれども、患者の手術後の覚醒というやうな場合には少し遅れるけれども、それにかわるべきもの、及びこういう覚醒剤ができる以前のもの、そういうものもあつたはずでありますから、多少の不便をしのいで、そういうものを使用することによつて、できるならば全面禁止というところに修正点を持つて行きたいといふことを、私も考えておるわけなんです、今の岡さんからの質問の朝鮮人等の強制帰還といふことも、受入れ態勢の関係、国際的な慣習の関係等もあつて困難ではあり

ましようが、捕えてみたところが、子分小方のつくられたる擬装の犠牲者といふことで、かんじんのボスの本拠をつかないでは、この悪の征伐はできない、こう思うのですが、それでもまあとりあえず暫定的なものだから、一、二歩前進だから、これでやつて行こうといふこと衆議院一決すればまた何をか言わんやであります。私はどこまでも日本から覚醒剤というものは影を消したのだ、医者が打とうがだれが打とうが、そこにあればそれ自身が打とうだといふところまで持つて行くには、なおかつ距離があるといふお考えであります、この際ひとつ高野さんなり薬務局長の意見を最後に承つておいて、あとの研究にしたいと思ひます。

○高野参議院議員 ます先ほどの岡さんの御質問にも関連して参ります。し、また松永先生の御質問にも関連して参ります。今回の罰則強化という点につきましては、ただ単に罰則を高度に引上げたといふことだけでなく、一つはこういううねりもあるわけなのであります。それは法務省を調べましたところ、昨年の覚せい剤取締法の違反者が、先ほど岡先生からもお話がございました通りに大体四万三千人ある。そのうちの二万九千人は不法所持者であります。持つていたことができないにかかわらず持つていたために、違反者として問われた者が四万三千人のうちの二万九千人を占めておる。それからいわゆる密売、譲渡、譲り受け、これらの違反者が一万二千人余り、それから密造の方は、人員としてこの違反者であつた者がわずかに六百四十二人でございます。これはわずかでも非常な影響があるわけでございます。

ます。そこで私もはまず最初この罰則の強化につきましては、この根拠であるべき密造部を、あるいは密輸入をつく、こういうので行かないければ、その元を断たなければ、いくらやつてもしょうがないのじやないかといふことであります。そこで密造、密輸入といふことにまず一番重罰を科す、こういうことで一応体刑の年数も區別しておつたのでございますが、いわゆる犯罪捜査、検挙の統計並びに今まで与えられた法務省関係のいゝな実情を聴取してみますと、密造の方はかように人数が少いと同時に、この密造関係をあげるといふことが非常にむずかしい、捜査上あるいはそのほかの面において、なか／＼これをひとつきとめて根絶させるところまであげ切るといふことがむずかしい。一番やさしいのが不法所持である。そこで四万三千人の違反者のうち二万九千人というやうな大半の者が不法所持であるとするならば、まずこの不法所持を強く取締つて、強い罰則を与えるといふことで行くならば、その不法所持者がどこから買つたか、またその御、あるいはまたその元の密造部、だんだんとルートをたぐつて行けば、密造部もつかまへやすい。そこで不法所持なり不法使用を密造、密輸入と同格の高度の罰則を適用することはどうかと、われ／＼も考えるわけでありまして、けれども、捜査技術上からいつて、そうしておけば非常にこの元をつきやすい。こういうやうなこともございまして、実は密造密輸入と同格に、不法所持、不法使用に対する処罰を五年以下、または営利常習の場合は七年以下と、こういうことになした点がござ

いますので、この点は今後この捜査技術上の面から行きましても、検察当局で非常にあげやすい、元をつきやすい、従つて密造部をいゝな検挙なりその犯罪捜査がやりよくなつた。ただ単に罰則を強化して適用するといふことだけではなくして、そういうやうな面からいつても、相当犯罪検挙上これを根絶させることに役立つのではなからうか、こういう一面のねらいを持つた一つの強化の案になつておるわけでございます。

それとまた関連いたしましたして、ただいまの松永先生のお話の、正規のものでもう一切ないのだといふやうなことでございしますが、これは正規の学問的いゝな機関におきまして、これが必要がない、必要ではあるけれども、まあ別のもので代用ができるかどうかといふやうな判定が下された後において、われ／＼も取上げて考えてみた、こう思つておるわけでございます。ただ先ほども申し上げました通りに、現在麻薬においても覚醒剤以上の害病を流す、弊害を与える。麻薬におきましては、麻薬の医療上の使用はこれを禁止しておらずに、一方において麻薬の秘密の面を取締るという嚴重なる制裁罰則を科しておるわけでございます。そこで麻薬の持つ医療用の効能と同様の高い効果でこの覚醒剤の持つ効果があるかどうかという点につきましては、さらに今後一層臨床医学者なにかの意見を徴して、ひとつ考えてみたい、その場合に、では必要がないといふ場合に、新たに起る問題は、いかう問題にぶつかつて来るわけですか、それは先ほども申し上げました通りに、この化合物誘導体——この覚醒剤の持つ医療用の——ここに書いてございしますが、このアミノ、これを持つ誘導体はいくらでもできる、それを片づければ禁止することが合成化学上できるかどうかという面と、作用を持つものは一切とめるといふことが医療上できるかどうかという点についてまだわれわれ議論を持つておりまして、そこまでの結論に到達し得ませんので、一応検討を次の国会並びに近い将来に保留をいたしました次第であります。

○高田政府委員 覚醒剤を全般的に禁止するかどうかという問題についての私の意見を言えといふ御質問でございますが、現在の覚醒剤の正規のもの、状態も十分に御承知の上での松永先生並びに岡先生の御意見であります。従いましてさやうなもののこまかいいろいろな点につきましては、今まで繰返しお答えを申し上げた通りでございます。従いまして私どものこれからの態度といしましては、この間も申し上げましたやうに、これが医療上いかにどうかという点をもう少し責任のあるところ、今研究をしてもらつておりまして、その結論を待つて、こまかいいろいろな配慮等はさておいて、しからば大していらぬといふことになれば、どうしたらこれが全面的に禁止できるかという具体的な方法を研究いたしまして、そうして結論を下したい、かやうなつもりでございます。従いまして全然そのつもりがないといふのではございませんで、まだこの国会中にその結論を出すにはどうも自信がない、従つて取締りの強化という方の重大な問題もありまますから、この国会ではその前の点は、ひとつ私どもとして結論

